

第 73 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立海外移住と文化の交流センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和7年11月27日提出

神戸市長 久元喜造

1 公の施設の名称

神戸市立海外移住と文化の交流センター

2 指定管理者

神戸市中央区山本通3丁目19番8号

神戸市立海外移住と文化の交流センター共同事業体

代表者 ピアサービス株式会社

代表取締役 岸本 吉充

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理由

神戸市立海外移住と文化の交流センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。